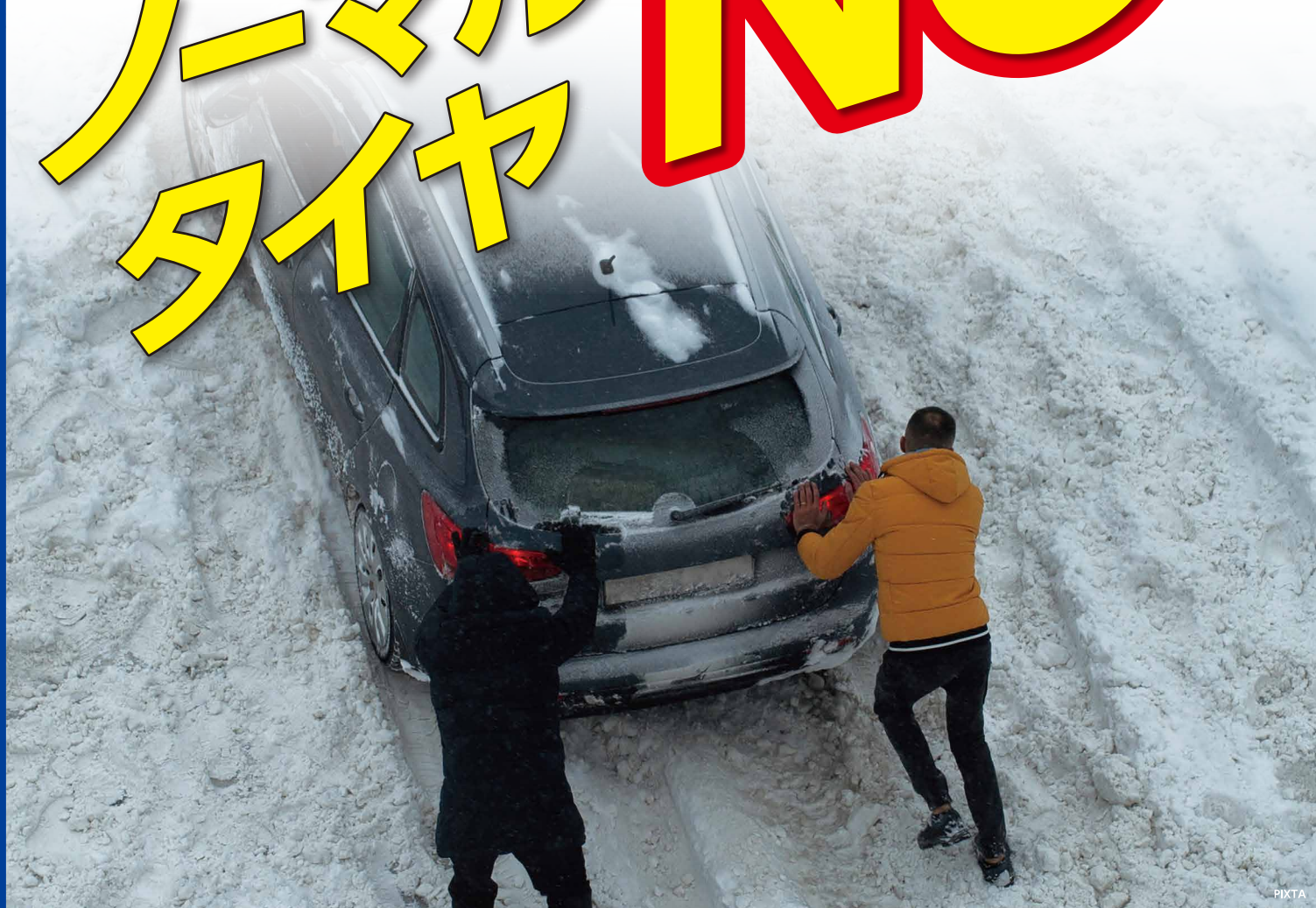


積雪路・凍結路を走るなら

ノーマル
タイヤ

NO



冬場になると、道路の積雪や凍結により、ノーマルタイヤを装着した車両が立ち往生して、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こしています。

詳しい情報は
コチラ



積雪・凍結道路ですべり止めの措置をとらない運転は

法令違反

反則金
普通車 6千円

となります。

都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定されています。(沖縄県を除く) 違反行為は、反則金の適用となります。(大型車：7千円、普通車：6千円、二輪車：6千円、原付車：5千円)

※ タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する規制時は、冬用タイヤであっても、タイヤチェーンの装着が必要です。

但馬地域に車で向かわれる際は、



冬用タイヤの装着やタイヤチェーンの携行を！



『雪道でも大丈夫!』という過信が 大事故につながります!

この時期、但馬地域の道路では「凍結」や「積雪」の可能性があります。スリップ事故や登坂不能となる前に、冬用タイヤやタイヤチェーンを装着してください。雪道でのスピードは控え、安全運転をお願いします。

兵庫県道路情報 ▶ 兵庫県内の道路情報や 気象情報等をご覧ください。

携帯サイト

http://road.civil.pref.hyogo.lg.jp/RoadLan/InternetGeneral/Common/RoadLan_Top.aspx

問い合わせ先: 兵庫県但馬県民局養父土木事務所 電話 079-662-2194(道路第2課)

